

次世代に引継ぐ かわさきの「農業」

# 川崎市 農業振興計画

～ 「農」を育て・創り、活かし、繋ぐ ～

川 崎 市



## 「はじめに」



川崎市は、京浜工業地帯の一翼を担い、我が国のものづくりを代表する産業都市であるとともに、北部地域を中心に約600haの農地面積が占める「農業」が息づく都市でもあります。本市では、生産者と消費者の距離が近いという、都市のメリットを活かした直売中心の農業が行われており、野菜や果樹、花きなど、1年を通じて多品種の農産物が栽培され、私自身も時折、市内の直売所に行きますが、色とりどりの新鮮な農産物が並んでいるのを見るたびに、川崎の農業の豊かさを感じています。

しかし、都市化の圧力や相続を契機として農地は年々減少し、更には農産物価格の低迷や担い手の高齢化等、農業を取り巻く環境は依然厳しさを増しており、日本の農業全体を見ても、現在、国が農地の集積や6次産業化の推進、担い手の育成など、生産現場強化に向けた取組を進めるなど、日本の農業は大きな転換期を迎えています。反面、都市農業に対する世論は大きく変わりつつあり、平成27年4月には都市農業振興基本法が成立するなど、都市部の農業振興を図る上で、大きな追い風になっており、併せて、本市においては、地産地消の意識の高まりや学校給食での活用など、今後、大きな需要の増加も見込まれております。「川崎市農業振興計画」は、このような環境の変化や国の動向を踏まえ、新たに生じた課題や期待に対応するため、今後10年間を見据えた農業振興の指針として策定をしたものです。

本市は、本計画に基づき、農業者が都市的立地を活かした健全な農業経営を行い「生業」として息づき、併せて、安らぎや潤いなど多面的な役割を果たしている貴重な空間である農地を守っていけるよう、全力で取り組んでまいります。そして、川崎の未来に向けて、川崎の農業が着実に取組を積み重ね、川崎が「成長」と「成熟」の調和による持続可能な「最幸のまち」となるよう、農業者の皆様、市民の皆様、関係団体・大学・事業者などの皆様と連携しながら、川崎の農業を盛り上げてまいりたいと考えておりますので、皆様の御協力をいただけますようよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました次期農業振興計画策定懇談会の委員の皆様、ならびに多くの関係者の皆様に対し、心から感謝と御礼を申し上げます。

平成28年2月

川崎市長 福田紀彦

## 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	- 1 -
1. 計画策定の趣旨 .....	- 1 -
2. 計画期間 .....	- 2 -
3. 計画の位置づけ .....	- 2 -
第2章 川崎市農業の現状と課題 .....	- 3 -
1. 川崎市農業の現状 .....	- 3 -
2. 川崎市農業の課題 .....	- 11 -
第3章 農業振興施策の展開 .....	- 22 -
1. 本計画の基本的な考え方及び基本目標 .....	- 22 -
2. 施策の体系 .....	- 23 -
第4章 基本戦略 .....	- 31 -
1. 持続的・自立的な農業経営に向けた支援 .....	- 32 -
2. 農業振興地域等の活性化 .....	- 34 -
3. 多様な主体との「共創」による「新たな農業価値」の創造 .....	- 36 -
4. 多面的機能を有する都市農地の維持・保全と活用 .....	- 38 -
第5章 計画の推進にあたって .....	- 40 -
1. 推進体制 .....	- 40 -
2. 情報発信 .....	- 41 -
参考資料 .....	- 42 -
1. 用語説明 .....	- 42 -
2. 川崎市次期農業振興計画策定懇談会委員名簿用及び経過 .....	- 47 -

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

農業を取り巻く環境は、都市化の圧力や相続を契機とした農地の減少、農産物価格の低迷、担い手の減少や高齢化等、厳しさを増しています。本市では、平成17年3月に農業振興計画『かわさき「農」の新生プラン』を策定し、基本目標を『かわさき130万市民「農」のあるライフスタイルをめざして』と掲げ、地産地消<sup>1</sup>の推進や市民が「農」に親しむ仕組みづくり、また、農地が持つ多面的機能<sup>2</sup>を評価した都市農地の保全と活用等、市民サイドに視点を向けた様々な取組を重点的に行ってきました。その間、平成20年には大型農産物直売所「セレスモス（麻生店）」が開設され農業振興地域での遊休農地<sup>3</sup>が減少し、さらに平成24年には明治大学農場の開場により地域連携の拠点ができる等、今後に期待の持てる施策の推進、環境の変化もありました。

現在、日本の農業は大きな転換期を迎えており、国は農業の成長産業化を推進するため、農地の集積や高度利用による生産の効率化、6次産業化<sup>4</sup>の推進や担い手の育成など、生産現場強化に向けた取組を進めようとしています。また、本市においては、平成27年10月に開設された「セレスモス（宮前店）」の本格稼働や平成29年に予定されている中学校給食の開始など、今後、市内産農産物の安定的な供給や活用等、需要の増加が見込まれています。

本計画は、このような環境の変化や国の動向を踏まえ、新たに生じた課題や期待に対応するため策定を行うものです。そして、農業者が都市的立地を活かした健全な農業経営を行い「生業」として息づき、併せて、安らぎや潤いなど多面的な役割を果たしている貴重な空間である農地を守っていけるよう、農業者の営農意欲や市民の農業理解をさらに向上させるなどの施策を推進します。『次世代に引継ぐ かわさきの「農業」』を実現するため、地域全体で「農」を育て・創り、活かし、繋いでいきます。



くろかわあすま  
黒川東農業振興地域（麻生区）

### 1 地産地消

地元で生産された農産物を地元で消費すること。

### 2 農地が持つ多面的機能

国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと（p7 参照）。

### 3 遊休農地

農地法において、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」または、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地」と定義され、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のこと。

### 4 6次産業化

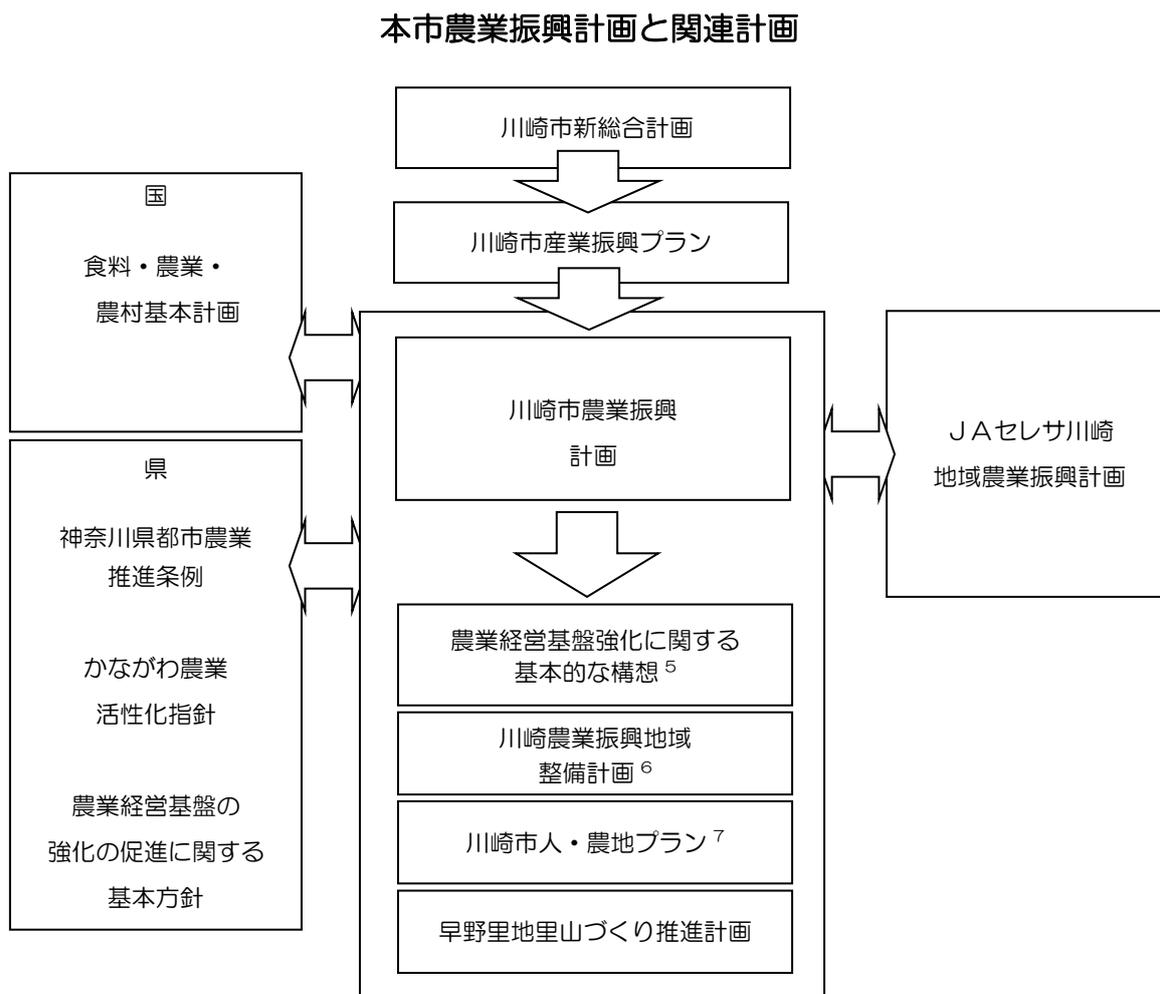
農林水産業（第1次産業）が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造（第2次産業）・販売（第3次産業）に取り組むこと。

## 2. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの概ね 10 年間とします。

## 3. 計画の位置づけ

本計画は、本市農業政策の最上位となるものであり、国、神奈川県、JAセレサ川崎などの計画や本市の新総合計画や他の計画との整合を図りながら策定するものです。



### 5 農業経営基盤強化に関する基本的な構想

農業経営基盤強化促進法に基づき、川崎市が地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標や、農地の利用集積の目標、又は経営改善を図ろうとする農業経営者への支援措置のあり方等について総合的に示した計画。

### 6 川崎農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良農地を保全しつつ、地域農業の振興を図るため、農用地利用計画や農業生産基盤の整備等を示した計画。

### 7 川崎市人・農地プラン

持続可能な強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があり、それぞれの地域が抱える人と農地の問題を解決するための、地域農業のマスタープランとなるもの。